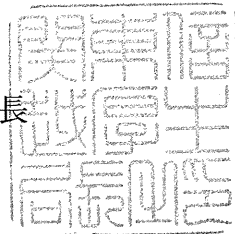




関厚発 1004 第 10 号  
平成 30 年 10 月 4 日

千葉県知事 様

関東信越厚生局長



平成 30 年度医療安全に関するワークショップ実施要領の一部訂正について

平成 30 年 8 月 10 日付通知していましたが平成 30 年度医療安全に関するワークショップ実施要領につきまして、別添のとおり一部内容を訂正しましたので、ご連絡いたします。

【担当】

関東信越厚生局 健康福祉部 医事課 及川  
岩切  
TEL 048-740-0202 (直通)

## 1 目的

医療安全対策に関する知識等の習得、討議等を行うことにより、医療機関の安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とする。

## 2 主催者

厚生労働省関東信越厚生局

## 3 開催時期

平成30年12月3日(月)から平成30年12月7日(金)迄の5日間

## 4 開催場所

【12月3日、4日、12月7日】

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂

【12月5日、12月6日】

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 共用会議室10  
共用会議室12-1

## 5 内容等

別添2プログラム参照

## 6 対象者及び募集人数

(1)医療機関職員 ……【募集人数:約110名】(5日コース)

・医療機関の医療安全管理者

(管理者から安全管理の権限を委譲され業務を担当する実務者、又は、その任に当たる予定の者)  
ただし、医療安全管理業務の専従、専任等は問わず、1)~4)の優先順に受講者を選定する。

1)今後、施設基準(医療安全対策加算)を届け出予定の中小医療機関(概ね300床以下)の職員

2)今後、施設基準(医療安全対策加算)を届け出予定の上記以外の医療機関の職員

3)既に、施設基準(医療安全対策加算)を届け出済みの中小医療機関(概ね300床以下)の職員で、医療安全管理者の任に当たる予定の職員

4)上記1)~3)に該当しないが、医療機関において医療安全管理体制の中心的役割を担う者

※5日間すべてのプログラムの受講が可能な者を対象とする。

(2)行政機関職員 ……【募集人数:若干名】(5日コース)

・行政機関における、医療安全に係る業務の担当者等(医療安全支援センター職員等)

ただし、原則として、募集枠は各都県あたり1名とする。

※5日間すべてのプログラムの受講が可能な者を対象とする。

(3)医療機関の管理者(病院長、副院長等)及び医療安全管理者等…【募集人数:約250名】(選択コース)

・プログラムの一部(初日、2日目及び5日目)のいずれか又は全部の日を選択し受講可能とする。

## 7 受講者の推薦及び決定

(1)関東信越厚生局長は、受講者の推薦を都県知事に依頼する。

(2)都県知事は、推薦者を選定し、関東信越厚生局長に通知する。

(3)関東信越厚生局長は、都県知事より推薦のあった者について、受講者を決定し、当該都県に通知する。

(4)都県知事は、当該受講者に対して必要な事項を通知する。

## 8 受講証書

6(1)、6(2)の受講者に対して、プログラムを全て受講した場合は受講時間に応じた受講証書を交付する。

6(1)、6(2)のプログラムの一部を受講した受講者及び6(3)の受講者に対して、希望する者には受講内容に応じた受講証書を発行する。

## 9 経費

ワークショップ開催に要する経費は、原則、主催者側の負担とするが、受講者の旅費、食費、宿泊費等の経費は、受講者の負担とする。

## 1 目的

医療安全対策に関する知識等の習得、討議等を行うことにより、医療機関の安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とする。

## 2 主催者

厚生労働省関東信越厚生局

## 3 開催時期

平成30年12月3日(月)から平成30年12月7日(金)迄の5日間

## 4 開催場所

【12月3日、4日、12月7日】

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂

【12月5日、12月6日】

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 共用会議室10  
共用会議室12-1

## 5 内容等

別添2プログラム参照

## 6 対象者及び募集人数

(1)医療機関職員 ……【募集人数:約110名】(5日コース)

・医療機関の医療安全管理者

(管理者から安全管理の権限を委譲され業務を担当する実務者、又は、その任に当たる予定の者)

ただし、医療安全管理業務の専従、専任等は問わず、1)～4)の優先順に受講者を選定する。

1)今後、施設基準(医療安全対策加算)を届け出予定の中小医療機関(概ね300床以下)の職員

2)今後、施設基準(医療安全対策加算)を届け出予定の上記以外の医療機関の職員

3)既に、施設基準(医療安全対策加算)を届け出済みの中小医療機関(概ね300床以下)の職員で、医療安全管理者の任に当たる予定の職員

4)上記1)～3)に該当しないが、医療機関において医療安全管理体制の中心的役割を担う者

※5日間すべてのプログラムの受講が可能な者を対象とする。

(2)行政機関職員 ……【募集人数:若干名】(5日コース)

・行政機関における、医療安全に係る業務の担当者等(医療安全支援センター職員等)

ただし、原則として、募集枠は各都県あたり1名とする。

※5日間すべてのプログラムの受講が可能な者を対象とする。

(3)医療機関の管理者(病院長、副院長等)及び医療安全管理者等…【募集人数:約250名】(選択コース)

・プログラムの一部(初日、2日目及び5日目)のいずれか又は全部の日を選択し受講可能とする。

## 7 受講者の推薦及び決定

(1)関東信越厚生局長は、受講者の推薦を都県知事に依頼する。

(2)都県知事は、推薦者を選定し、関東信越厚生局長に通知する。

(3)関東信越厚生局長は、都県知事より推薦のあった者について、受講者を決定し、当該都県に通知する。

(4)都県知事は、当該受講者に対して必要な事項を通知する。

## 8 修了証等

プログラムを全て受講した場合は、医療安全対策加算の施設基準の届け出に必要な要件を満たす研修の修了証を交付する。なお、やむを得ない事情(体調不良等)により、一部のプログラムを受講しなかった場合には、受講したプログラム内容等を記載した証明書を発行する。

ただし、6(3)で募集する医療機関の管理者及び医療安全管理者等には証明書を発行しない。

## 9 経費

ワークショップ開催に要する経費は、原則、主催者側の負担とするが、受講者の旅費、食費、宿泊費等の経費は、受講者の負担とする。

## 新旧対照表

旧	新
<p>8. 修了証等            プログラムを全て受講した場合は、医療安全対策加算の施設基準の届け出しに            必要な要件を満たす研修の修了証を交付する。なお、やむを得ない事情(体調            不良等)により、一部のプログラムを受講しなかった場合には、受講したプログラ            ム内容等を記載した証明書を発行する。            ただし、6(3)で募集する医療機関の管理者及び医療安全管理者等には証明            書を発行しない。</p>	<p>8. 受講証書            6(1)、6(2)の受講者に対して、プログラムを全て受講した場合は受講時間            に応じた受講証書を交付する。            6(1)、6(2)のプログラムの一部を受講した受講者及び6(3)の受講者に対し            て、希望する者には受講内容に応じた受講証書を発行する。</p>